

企業主導型保育事業実施要綱の概要

1. 企業主導型保育事業について

1. 事業の種類

- ① 一般事業主が、自ら企業主導型保育事業を実施する場合（**複数企業による共同設置**や**他企業との共同利用**も可）
- ② 保育事業者が設置した認可外保育施設を、一般事業主が活用する場合
- ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を設置者以外の一般事業主が活用する場合
 - ※ 「一般事業主」: 事業主拠出金を負担している事業者（厚生年金の適用事業所等）
 - ※ 地域住民が活用する地域枠を設けることも可能
 - ※ 雇用保険事業の助成対象施設、認可の事業所内保育事業等、他から公費補助を受けて実施している場合は対象外

2. 利用できる子ども等

従業員枠

- 事業実施者の従業員の子ども
 - 事業実施者と利用枠契約を締結した一般事業主の従業員の子ども
- ※ いずれも非正規労働者を含む（保育認定不要）

地域枠（設定は任意）

- 従業員枠の対象外の子ども（保育認定を受けた者の子ども等）

※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

3. 職員配置基準

- ① **職員数（＝小規模保育事業や事業所内保育事業（小規模型）と同様）**
0歳児（1:3）、1・2歳児（1:6）、3歳児（1:20）、4・5歳児（1:30） +1名、最低2名配置
- ② **職員の資格（＝小規模保育事業B型や事業所内保育事業（小規模型）と同様）**
 - ①により算出される数の半数以上は保育士資格が必要（**保育の質の向上のため、保育士の割合が増えるごと（50%,75%,100%）に補助単価が増える仕組み**）。
 - その他の従事者は、子育て支援員研修や市町村又は公募団体が行う研修を受講する必要がある。

4. 設備等の基準

- ① 設備基準については、認可の事業所内保育事業と同様の基準とする。
 - ② 特別な事情により、①により難しい場合には、事業所内保育事業の基準を標準として特例によることができることとする。
 - ③ そのほか、厚生労働省が定めている「認可外保育施設指導監督基準」を遵守することとする。
 - ◇ 給食に関する事項、健康管理・安全確保に関する事項 等
- ※ 上記のほか、児童福祉法に基づき、認可外保育施設としての規制がかかる。
- ◇ 都道府県知事への届出義務、都道府県知事による報告徴収、立ち入り調査 等
 - ◇ 立ち入り調査等の結果、改善が必要と認められる場合には、その程度に応じ、改善指導・勧告や事業停止・施設閉鎖命令等の措置が講じられる。

5. 助成金の額

運営費・整備費について、認可施設並の水準とする。

《参考：モデル例》

定員12名〔0歳児3名、1・2歳児9名〕、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%

運営費 約2,600万円(そのほか、延長保育、病児保育等を行った際には加算あり)

整備費 約8,000万円(そのほか、病児保育スペース、一時預かりスペースを造った場合には加算あり)

6. 保育の実施及び子どもの安全に関する事項

- ① 事業実施者は、保育所保育指針を踏まえ、保育を実施するとともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に適正な対応を行うこと。
- ② 事故が発生した場合には、認可施設と同様に都道府県へ報告を行うこと。また、保育事業実施者は、賠償責任保険等に参加し、賠償事由が発生した場合には、速やかに対応を行うこと。

7. その他留意事項

- ① 児童福祉法に基づき、都道府県への届出が必要であること。
- ② 共同利用に当たっては、設置企業と利用企業の間で「利用する定員」及び「利用に係る費用負担」を含む利用契約を結ぶこと。
- ③ 保育料の設定については、子ども・子育て支援新制度下における利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定すること。(なお、公定価格同様、上乗せ徴収・実費徴収も可。)

7. その他留意事項(続き)

- ④ **地域ニーズを踏まえた**企業間や企業と保育専門事業者間のマッチング機能等のコーディネートの実施など**市町村と連携**して行うこと。
- ⑤ 定期的に第三者評価の受審に努めるとともに、必要に応じ国及び公募団体による助言・指導に応じること。
- ⑥ 利用者又は保護者からの苦情の窓口等を設置すること。
- ⑦ 利用者への情報提供に努めること。

2. 企業主導型保育助成事業について

企業主導型保育助成事業の実施主体(公募団体)が行う業務内容について

- ① 企業主導型保育事業に関する広報・啓発
 - ② **事業実施企業等との連絡調整**(地域ニーズを踏まえた企業間や企業と保育専門事業者間のマッチング機能等)
 - ③ 事業実施企業又は利用者からの相談等に対する対応
 - ④ 事業実施企業等への助成業務
 - ⑤ 助成を受けた企業等に関する指導・監査業務
 - ⑥ 企業主導型保育事業者及び保育従事者に対する研修事業
 - ⑦ その他
- ※ 実施者は、事業を円滑に遂行するための経営基盤、補助金配分に当たっての公平性・中立性、子ども・子育て関連施策等に関する知識・理解、自ら又は関係企業が保育事業を実施しないことが要件。

3. その他

- 企業主導型保育事業に係る詳細な助成要件、申請手続きは、内閣府と協議の上、助成要領として、公募団体が定める。
- ※ **是正命令等の運用上の取扱**(実施要綱に違反をし、指導・勧告を受けても改善がみられない際に、助成決定を取り消す等)は助成要領にて定める予定。

補助の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の補助を受けることが可能

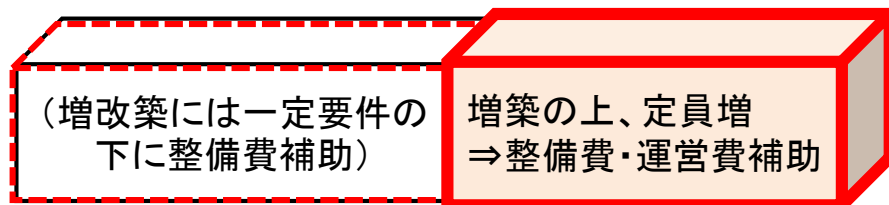
既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、補助の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して補助。

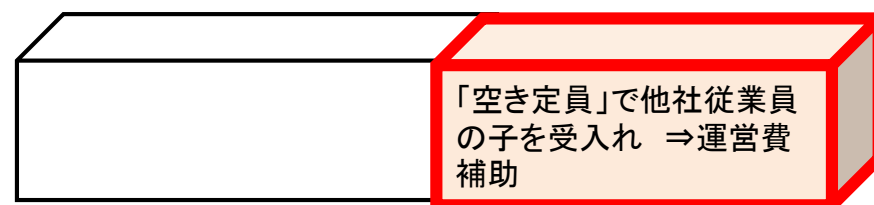
(例)



② 「空き定員」を活用した場合

- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を補助。

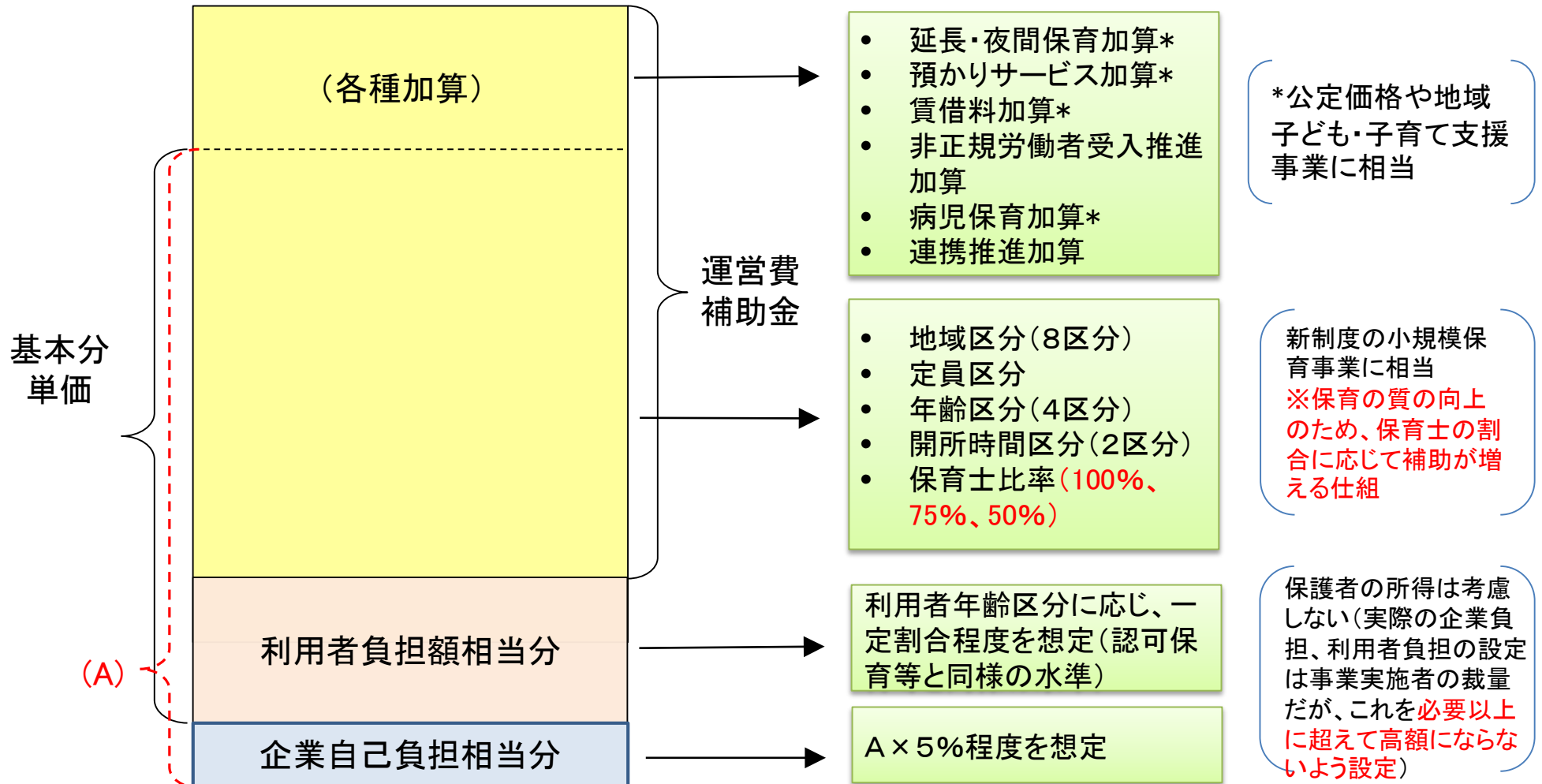
(例)



運営費のイメージ

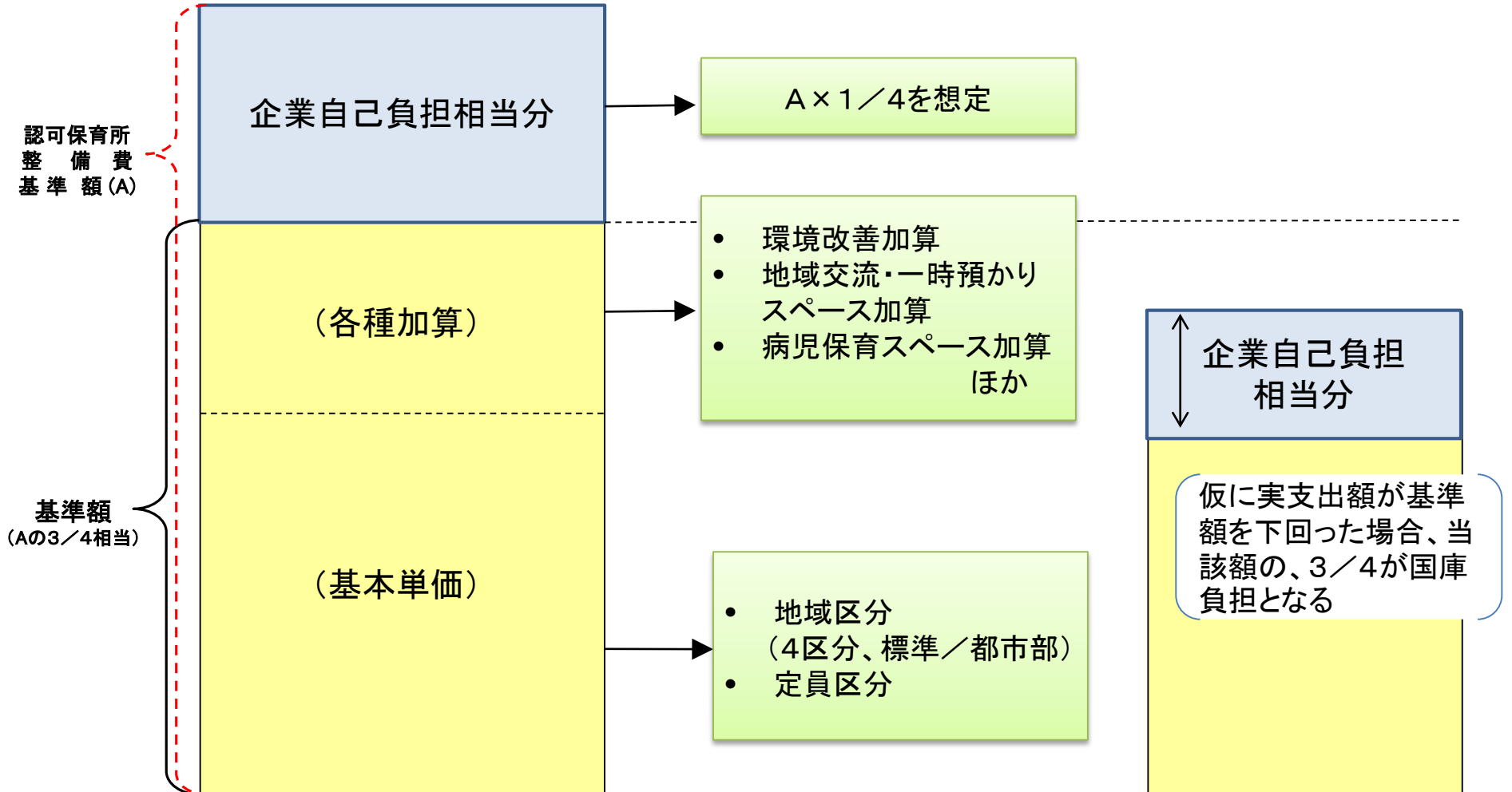
■ 運営費補助金の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。

- ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費補助金の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。



(参考)

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 (1・2歳児 6:1) 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修予定修了者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、小規模保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、小規模保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、小規模保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員